

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、透明性の高い経営の実現と企業価値の継続的な向上により、株主・投資家の皆様をはじめ、顧客・取引先・社員・社会から信頼される企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして位置づけており、諸施策に取り組めます。

また、当社は「いであ企業行動規範」を定め、企業行動において法令遵守はもとより、すべての役員および従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動することにより、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】議決権の電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳

・当社は、機関投資家が議決権を行使しやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要と認識しておりますが、議決権の電子行使や招集通知の英訳については株主の構成に注視し、今後検討してまいります。

【補充原則4-1-3】後継者計画

・取締役会は、代表取締役等の後継者候補となる人材には、人事異動により複数部門の重要な役職の経験や経営上重要な会議への出席を通じた経営への参画の経験を与え、経営陣幹部の後継者を十分な時間をかけて計画的に育成しております。取締役会はその状況をモニタリングしております。

しかし、取締役会が最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用に主体的に関与するという点で必ずしも十分とはいえないため、引き続き検討をしてまいります。

【補充原則4-2-1】中長期的な業績と連動する報酬

・取締役の報酬は、各取締役の役位、職責、経営への貢献度、会社業績等を総合的に勘案して決定することを基本としており、その手続きは会社法に則って株主総会で決定した総額を元に独立社外取締役に意見聴取を行い、その意見を踏まえて取締役会で決定しております。

なお、当社では株式保有を通じて企業価値向上を意識した経営を促しておりますが、経営陣の報酬と中長期的な業績との連動や自社株報酬の制度を導入しておりません。今後は必要に応じて、独立社外取締役の関与のもと、報酬の一定の割合を業績と連動させることなどにより、中長期的な成長に向けたインセンティブが機能する仕組みを検討してまいります。

【補充原則4-10-1】諮問委員会の設置

・当社では、経営陣幹部の選任、取締役・監査役の指名、報酬の決定を行うための組織は設けておりませんが、指名・報酬等の特に重要な事項については、取締役会に先立って独立社外取締役に意見聴取を行い、その意見を踏まえて取締役会で活発に議論したうえで決定しております。

従いまして、現段階では経営陣幹部の選任・取締役の指名・報酬などに係わり独立した諮問委員会の設置の必要性は低いものと判断しております。しかしながら、より透明性の高いガバナンス体制の構築を目指して必要に応じて検討してまいります。

【原則4-11】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

・当社の取締役会は、定款において取締役の員数を15名以内と定め、各事業分野に精通した業務執行取締役と社外取締役により構成されております。

現状では、ジェンダーや国際性の面において十分な多様性は確保されておきませんが、当社における重要な経営課題と認識しており、取締役会の実効性評価の結果や経営戦略の観点も鑑み、必要に応じて検討してまいります。

また、当社の監査役会は監査役4名のうち3名は社外監査役で構成されております。監査役には適切な経験・能力および必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任しており、特に、財務・会計に関する十分な経験・知見を有している者を1名以上選任しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

政策保有株式に関する方針

投資以外の目的で保有する株式は、業務提携および取引の維持・強化等の保有目的の合理性、その連結貸借対照表計上額が5%以下などの条件をすべて満たす範囲とすることを基本的な方針としております。

政策保有株式に係る検証の内容

政策保有株式の検証にあたっては、保有株式ごとに経済合理性、保有目的の観点から保有方針を見直した結果について、毎年取締役会において検証しています。

経済合理性については便益やリスクが資本コストに見合っているか、保有目的については中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出が可能かなどを精査しております。また、同株式の保有の継続や処分等の要否は、当社の成長に必要かどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で検証を行っております。

その結果、2018年度においては全ての保有株式に保有の妥当性があることを確認しております。なお、今後の状況変化に応じて保有の妥当性が認められないと考える場合には縮減するなどの見直しを行います。

政策保有株式に係る議決権の行使について

政策保有株式に係る議決権行使は、発行会社における財務の健全性に悪影響を及ぼす場合、違法行為が発生した場合等における当該議案に

は反対するなど、発行会社の効率かつ健全な経営への貢献や企業価値の向上を期待できるかどうかを総合的に勘案して行います。

[当社コーポレートガバナンス基本方針2 - 3に記載しております。]

【原則1-7】 関連当事者間の取引

・当社では、取締役および主要株主等との利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしております。取引条件および取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。取締役および主要株主等が当社顧客として取引を行う場合でも、会社に不利益とならない体制を整えております。

[当社コーポレートガバナンス基本方針2 - 4に記載しております。]

【原則2-6】 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮（新規）

当社は従業員の資産形成のため確定給付企業年金制度を導入しております。

運用担当部門では、企業年金の健全な運営を行うため、本社管理部門より適切な資質を持った人材を配置し、運用機関である生命保険会社等から運用状況の情報を定期的に入手しモニタリングを行い、運用状況を適切に管理しております。

また、運用担当部門では金融機関のセミナー等への参加を通して担当者のスキルアップを図っております。

【原則3-1】 情報開示の充実

(1)経営理念や経営戦略、中期経営計画は当社ウェブサイト、決算説明会資料等で開示しております。

経営理念:当社「コーポレートガバナンス基本方針」1 - 1に記載しております。

当社「コーポレートガバナンス基本方針」: <http://ideacon.jp/csr/management/governance.html>

決算説明会資料: <http://ideacon.jp/ir/presentations/index.html>

(2)コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書等で開示しております。

基本的な考え方:本報告書および当社「コーポレートガバナンス基本方針」1 - 2に記載しております。

基本方針:当社「コーポレートガバナンス基本方針」<http://ideacon.jp/csr/management/governance.html>

(3)取締役の報酬は、各取締役の役位、職責、経営への貢献度、会社業績等を総合的に勘案して決定することを基本としており、その手続きは会社法に則って株主総会で決定した総額を元に独立社外取締役に意見聴取を行い、その意見を踏まえて取締役会で決定します。なお、社外取締役は、固定報酬のみとします。

[当社コーポレートガバナンス基本方針5 - 7 - 1に記載しております。]

(4)取締役および監査役候補者は、その役割に対し相応しい豊富な経験、高い見識や高度な専門性を備えた者を指名するものとします。指名に際しては、独立社外取締役に意見聴取を行い、その意見を踏まえ、取締役候補者は取締役会で、監査役候補者は監査役会の同意を得て取締役会で決定します。社外取締役および社外監査役候補者は、高い見識や高度な専門性を備えた者、かつ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上が図れるよう監督的立場である社外役員としての知識・経験のバランスに配慮して指名するものとします。

[当社コーポレートガバナンス基本方針5 - 5に記載しております。]

(5)取締役および監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知に開示しております。

株主総会招集通知: <http://www.ideacon.co.jp/ir/shareholders/index.html>

【補充原則4-1-1】 取締役会の経営陣への委任範囲

・当社は、経営に関する重要事項について速やかに意思決定を行い、経営全般に関わる監督機能を持つ取締役会と、取締役会の決議に基づいて業務の執行について協議を行う執行役員会を設け、意思決定と業務執行を分離することにより経営の効率化・迅速化・責任の明確化を図っております。そのため、取締役会では、法令および定款に定められた事項、「取締役会規則」について定められた重要な事項について決議し、執行役員会では、取締役会の定める経営の基本方針に基づき具体的な執行方針について協議し、その結果に基づき、「職務権限規程」に従って業務執行を行っております。

[当社コーポレートガバナンス基本方針5 - 2に記載しております。]

【原則4-8】 独立社外取締役の有効な活用

・当社では、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を3名選任し、取締役会等における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

【原則4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準および資質

・当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて、高い見識や高度な専門性を備えた者、かつ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上が図れるよう監督的立場である社外役員としての知識・経験のバランスに配慮して、独立社外取締役の候補とします。

[当社コーポレートガバナンス基本方針5 - 6に記載しております。]

【補充原則4-11-1】 取締役会の多様性、規模に関する考え方

・当社の取締役会は、定款で定める取締役15名以内、監査役6名以内で構成され、実効性ある議論を行うのに適正な規模とし、各事業に関する知識、経験、能力等のバランスに配慮し、多様性を確保した人員で構成することを基本的な考え方とします。

[当社コーポレートガバナンス基本方針5 - 1 - 1に記載しております。]

【補充原則4-11-2】 取締役・監査役の兼任

・取締役および監査役が他社と兼任する場合は、株主総会招集通知およびコーポレートガバナンス報告書を通じ、毎年開示をしております。

・取締役、監査役は他の上場会社の役員を兼任していません。

[当社コーポレートガバナンス基本方針5 - 8に記載しております。]

【補充原則4-11-3】 取締役会の実効性の評価結果の概要

当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」に基づき、取締役会について実効性の分析・評価を実施しました。その結果の概要は以下のとおりです。

(1)評価の方法

取締役会の実効性に関する質問票をすべての取締役および監査役に配布し、全員から回答を得ました。その後、すべての取締役および監査役で議論を行い、取締役会の実効性の分析・自己評価を実施し、実効性向上に向けた取組について確認しました。アンケートの主な項目は、取締役会の構成、取締役会の運営を支える体制、投資家・株主等ステークホルダーとの関係、社外取締役・社外監査役や内部監査部門等とのコミュニケーションの状況、取締役・監査役のトレーニングの状況などです。

(2)評価結果の概要

アンケートの分析結果を踏まえ、取締役会にて議論を行った結果、以下の点から当社の取締役会の実効性は確保されていると評価しました。

・取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、取締役会の規模・多様性・構成・会議運営などにおいて、適切な体制が構築されている

・取締役会の構成員(取締役および監査役)は、自身が果たすべき役割を十分に発揮し、取締役会において社外役員の自由闊達な意見を中心に

活発な意見交換および建設的な議論がなされている一方で、取締役会の実効性のさらなる向上を図る観点から、取締役会の付議基準、運営方法等に関する建設的な意見が出されました。また、経営戦略の方向性や中期経営計画の検討に際し、より一層議論を深める工夫を行うべきである、との提案がありました。そのほか、社外取締役と監査役との定期的な会合を増やしてほしいとの要望がありました。

(3)今後の取組み

当社取締役会は、今回の分析・評価結果を踏まえ、積極的な取組みを行い、取締役会の実効性のさらなる向上を図ってまいります。
[当社コーポレートガバナンス基本方針5 - 11に記載しております。]

【補充原則4-14-2】取締役・監査役のトレーニングの方針

・当社は、取締役・監査役を含む全社員を対象に、必要な知識習得、役割と責任の理解の機会として、定期的に社内外の専門家による、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施します。また、社外取締役・社外監査役に当社グループの経営理念、経営方針、経営戦略、事業内容および組織等に関する理解を深めることを目的に、就任時および就任後も継続的に、これらに関する情報提供を行います。さらには、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が求められる役割と責務を十分に果たすために必要とされる様々な知識を習得するために、外部のセミナー・講演会等に参加する機会の提供を行っているほか、各種経済団体や日本監査役協会等における他企業の経営者・監査役等との交流を通じて、その知見を高めることを支援し、これらの知識習得のための費用の支出を継続的に行います。
[当社コーポレートガバナンス基本方針5 - 9に記載しております。]

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

・当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、常日頃から株主を含む投資家と積極的な対話を行い、投資家等の意見や要望を経営に反映させることが、当社の成長のために重要と認識しております。
・当社では、IR担当取締役を選任し、経営企画本部をIR担当部署とし、管理本部、営業本部等IR活動に関連する部署間の連携を図りながらIR活動を行います。経営戦略や経営計画に理解を頂くため、IR担当取締役やIR担当部署は株主や投資家との対話の場を設け、取材にも積極的に応じます。
・経営トップが出席する投資家等への決算説明会を1年に1回開催します。それ以外でも、機関投資家・株主の希望や面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、IR担当取締役等が面談に対応します。なお、得られた投資家等の反応は、随時、経営陣幹部および取締役に報告します。
・株主に対しては、株主総会の後に株主懇談会を開催し、対話に努めます。
・策定した中期経営計画の内容ならびに売上高、営業利益率、当期純利益率等の目標値を当社ウェブサイト等で開示します。また、中期経営計画は、業績、将来の社会情勢および経済情勢を踏まえ、毎年見直しを行い、変更が生じた際は、変更の背景や内容について、決算説明会や株主懇談会等で説明を行います。
・株主や投資家との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止を徹底します。
[当社コーポレートガバナンス基本方針6に記載しております。]

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
いであ従業員持株会	879,777	11.73
田畑敦子	375,210	5.00
新協栄管理株式会社	369,463	4.92
株式会社三井住友銀行	352,000	4.69
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERS	336,000	4.48
株式会社りそな銀行	279,000	3.72
進藤勉	237,000	3.16
田畑日出男	178,282	2.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	174,900	2.33
諸岡嘉男	164,300	2.19

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

1. 大株主の所有株式数の割合は小数点以下3位を切り捨てて記載しております。
2. 上記のほか当社所有の自己株式359,270株(4.79%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特になし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小池 勲夫	学者											
金澤 寛	他の会社の出身者											
中島 重夫	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小池 勲夫	○	——	経験と識見を活かして、当社の経営に対し大所高所からの助言、チェックをして頂いております。 また、大学の研究所長、学校法人の監事などとしての豊富な経験と見識を活かして、一般株主の立場から当社の経営に対し公平な判断をして頂けると期待し、独立役員として指定しております。

金澤 寛	○	過去(11年前)に当社の取引先である財団法人港湾空間高度化環境研究センター(現 一般財団法人みなと総合研究財団)に、過去(7年前)には独立行政法人港湾空港技術研究所(現 国立研究開発法人港湾空港技術研究所)の業務執行者として勤務しておりました。 なお、直近事業年度における当該事業者との取引額はいずれも当社売上の1%以下です。	経験、識見を活かして、当社の経営に対し大所高所からの助言、チェックをして頂けると期待しております。 また、透明性の確保が求められる財団法人等の理事長としての豊富な経験と見識を活かして、一般株主の立場から当社の経営に対し公平な判断をして頂けると確信し、独立役員として指定しました。
中島 重夫	○	――	経験、識見を活かして、当社の経営に対し大所高所からの助言、チェックをして頂けると期待しております。 また、長年にわたる東京証券取引所市場第一部上場企業連結子会社の代表取締役や同市場第二部上場企業の社外取締役としての豊富な経験と見識を活かして、一般株主の立場から当社の経営に対し公平な判断をして頂けると確信し、独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は会計監査人から定期的に監査計画及び監査実施状況とその結果について報告を受けるとともに、適宜意見の交換、情報の聴取などを行い、必要に応じて監査に立ち会うなど常に連携を保っております。

また、監査役は内部監査室と随時会合し、緊密な連携を保ち、積極的に情報交換、意見交換を行い、的確な監査に努めております。監査上の必要性に従い、内部監査室からの報告を求めるとともに、監査役往査と内部監査を同日に実施し、適時立ち会うなど常に連携を密にしております。

また、三者間の連携を密にして監査の効率性と監査体制の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊東 明人	他の会社の出身者													
原 稔明	他の会社の出身者													
山本 和夫	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊東 明人	○	――	経験、識見を活かして、当社の経営に対し大所高所からの助言、チェックをして頂いております。 また、民間企業における豊富な経験と見識を活かして、一般株主の立場から当社の経営に対し公平な判断をして頂けると期待し、独立役員として指定しております。
原 稔明	○	過去(5年前)に、取引先である独立行政法人水資源機構の業務執行者として勤務しておりました。 なお、直近事業年度における当該事業者との取引額は当社売上高の1%以下であります。	経験、識見を活かして、当社の経営に対し大所高所からの助言、チェックをして頂いております。 また、透明性の確保が求められる独立行政法人の幹部としての豊富な経験と見識を生かして、一般株主の立場から当社の経営に対し公平な判断をして頂けると確信し、独立役員として指定しております。
山本 和夫	○	――	経験と識見を活かして、当社の経営に対し大所高所からの助言、チェックをして頂けると期待しております。 また、工学、先端技術、経営管理に特化した国際大学院大学の副学長としての豊富な経験と見識を活かして、一般株主の立場から当社の経営に対し公平な判断をして頂けると確信し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員(取締役3名、監査役3名)を全て独立役員にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の業績は、短期的ではなく中長期的な視点で捉えていることから、特に取締役への短期的なインセンティブの付与を実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

特になし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲で、取締役においては、取締役会での協議の上で決定しており、監査役については、監査役会の協議により決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は月額25,000千円以内、及び監査役の報酬限度額は月額3,500千円以内とすることを、平成18年3月29日開催の定時株主総会においてそれぞれ決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に對しては取締役会に出席いただき、社外監査役に對しては、月1回の監査役会及び監査役連絡会に出席いただき、情報交換、意見交換を行っております。また、必要に応じて、管理本部長及び常勤監査役を窓口として連絡を行うなど、連絡を密にして監査の効率性と監査体制の向上を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役制度及び監査役会制度を採用しており、監査役会は平成30年7月1日現在、社外監査役3名を含む4名で構成されております。監査役は監査役会において策定された監査計画に基づき、取締役会、執行役員会及び経営会議などの重要な会議への出席、重要書類の閲覧、各本部・支社・支店等への往査等を実施し、取締役、執行役員の職務遂行状況の監査を行い監査役制度の充実強化を図っております。

当社の取締役会は平成30年7月1日現在、取締役13名(員数15名以内)で構成されております。取締役会は少なくとも月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し経営に関する重要事項を全て付議し、迅速に意思決定を行っております。

当社は執行役員制度を採用し、業務執行の効率化・迅速化と執行責任の明確化を図っております。執行役員会は平成30年7月1日現在、執行役員40名(うち取締役2名)で構成されており、月1回の定例執行役員会を開催し、各本部・支社・支店等の業務執行状況の報告と経営方針や経営戦略の周知徹底を図っております。

当社は経営全般を円滑に進めるために経営会議を設置しており、原則として月1回の定例会議を開催し、業務の具体的執行方針及び取締役に提案すべき事項等につき協議しております。経営会議は取締役、執行役員(本部長、研究所長、支社長、支店長等)、幹部職員で構成しております。

当社グループ各社の代表取締役にメンバーとする関係会社連絡会を月1回開催し、各社から業務執行及び財務状況の報告を受けるとともに、当社グループの重要経営方針や経営戦略を共有し意思統一を図っております。

経営の健全化を高めるため、会長・社長直属の内部監査室(専従3名)を設け、各部門の業務執行状況について監査を行っております。またISO9001、ISO14001、ISO/IEC 17025、ISO/IEC 27001の認証を取得しており、内部監査員による内部監査の実施に加え、社外機関による定期審査を受けております。

平成29年度(第50期)において、取締役会は17回、監査役会は18回、執行役員会は12回、経営会議は10回、関係会社連絡会は12回開催し、重要な業務執行の決定や経営の重要事項について審議を行いました。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役6名との間において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限られます。

平成29年度(第50期)において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
業務執行社員 大塚尚吾
業務執行社員 小澤公一
- ・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 4名、公認会計士・弁護士 1名

なお、監査報酬の内容は以下のとおりです。

- ・公認会計士法第2条第1項の業務(監査証明業務)に基づく報酬 22,000千円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度及び監査役会制度を採用しており、監査役会は社外監査役3名を含む4名で構成され、監査役会を原則として取締役会開催日に月1回開催して、情報の共有、意見交換を行っております。

監査役は監査役会において策定された監査役監査基準及び監査計画に基づき、取締役会、執行役員会、経営会議などの重要な会議及びコンプライアンス、リスク管理等内部統制に係る委員会への出席、重要書類の閲覧、各本部・支社・支店等及び連結子会社への往査等を実施し、取締役、執行役員の職務遂行状況を監査し、その都度必要な指摘を取締役に付しております。また、会長、社長ならびに内部統制に係る委員会の委員長である担当取締役等との連携を密に、業務が適確・適切に執行されていることを監査しております。

さらに、常勤監査役を当社及び企業グループからの内部通報制度による通報窓口の一つとしているほか、他の窓口に通報される情報についても、常勤監査役に報告されることとしております。

これら監査役制度の充実強化により、現状の体制は経営の監視機能を十分に発揮できる体制となっていると考え、現体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	決算期を12月に変更したこと

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に1回決算説明会(2月)を実施しています。直近では、2018年2月23日に実施し、代表取締役会長、代表取締役社長、以下6名が出席し、社長が「当社グループの紹介」、「決算のポイント」、「受注確保への取り組み」、「2017年12月期の計画」について説明をしました。証券アナリスト等37名の参加がありました。	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト向けの説明会の資料を、開催日の翌日には自社のホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:経営企画本部	
その他	当社は、株主及び投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報を、東京証券取引所の適時開示規則に従ってTDnet 及び当社Web サイトを通じて開示しております。 適時開示に関連する情報につきましては、逐次、情報開示委員会に集約され、開示を要する情報が協議を行い、開示の必要があれば、情報統括責任者から委嘱された者が適時開示を行うこととしております。 また、企業活動における発生事実に関する情報については、当該事実が発生した部門の属する本部長もしくは拠点長又は関係会社の社長などから情報開示委員会に集約され、開示の必要があれば、代表取締役会長の了承を得て、開示することとしております。 さらに、決算に関する情報については、情報開示委員会においてその内容等を検討・確認し、取締役会の了承を得て、開示することとしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	環境憲章・いであ企業行動規範で規定
環境保全活動、CSR活動等の実施	定期的な「環境技術レポート(i-net)」の作成及び公開等
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	環境憲章・いであ企業行動規範で策定

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、企業が存続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、平成15年5月に10原則からなる「いであ企業行動規範」(平成18年6月改正)を定め、企業行動において法令遵守はもとより、すべての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動することにより、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

(2) すべての役員及び従業員が、企業行動規範の基本原則である「法令の遵守」の精神を理解し、公正で透明な企業風土の構築に努めております。コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、相談窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用しております。

(3) 内部監査室を設置して、定期的を実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況を把握し、法令、定款及び社内諸規程に適合しているか、また、諸規程が適正・妥当であるかを検討評価することにより、会社財産の保全並びに経営効率の向上に努め、監査結果を会長・社長及び監査役会に報告しております。

(4) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとります。反社会的勢力には総務部が対応部門となり、不当要求などの情報を収集し、所轄警察署との連携を図っており、社内研修についても適宜実施することとしております。

(5) 会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を構築しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存しております。

(2) 当社は、「情報管理規程」等に基づき情報の適正管理とセキュリティ管理体制を構築しており、取締役及び監査役が必要な情報を入手できる体制を構築しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じて事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行っております。

具体的には、当社の関連諸規程に基づき安全衛生、災害、品質、情報セキュリティ及び環境等に係るリスクについて、それぞれの担当部署にてマニュアルの作成・配布、研修の実施及びISO9001、ISO14001、ISO/IEC17025、ISO/IEC27001の運用等を行っております。

組織横断的リスク状況の監視及び全社の対応はリスク管理委員会が行っております。

また、リスク管理を徹底するために各拠点にはリスク管理責任者を定めております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、少なくとも月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し経営に関する重要事項を全て付議し、迅速な意思決定を行っております。

(2) 執行役員制度を採用し、業務執行の効率化・迅速化と執行責任の明確化を図るとともに、月1回の定例執行役員会を開催し、各本部・支社・支店等の業務執行状況の報告と経営方針や経営戦略の周知徹底を図っております。

(3) 当社は、経営全般を円滑に進めるため経営会議を設置しており、原則として月1回の定例会議を開催し、業務の具体的な執行方針及び取締役会に提案すべき事項等につき協議しております。

(4) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を策定し全社的な目標を設定するとともに、部門毎に部門目標達成に向けた具体策を立案し実行しております。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループ各社の代表取締役をメンバーとする関係会社連絡会を月1回開催し、各社から業務執行及び財務状況の報告を受けるとともに、当社グループの重要経営方針や経営戦略を共有し意思統一を図っております。

(2) 当社グループに適用する「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」により、グループ企業で管理、報告すべき事項及び体制を整備しております。

(3) 関係会社各社が経営上の重要な決定を行う場合には、「関係会社管理規程」に基づき当社の承認を受ける体制としております。

(4) 連結子会社連結対象子会社に対しては内部監査室が定期的に監査を実施し、業務の適正を確保する体制を整備しております。

6. 監査役の職務を補助する従業員について

現在、監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役の業務補助の必要に応じて他部署との兼務で配置しております。

7. 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の業務を補助する従業員の人事異動及び考課については、事前に常勤監査役の了承を得ることとしております。

また、当該従業員は、監査役の指示に関して取締役から独立して監査役の業務の補助を行うこととしております。

8. 当社企業グループの取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、取締役会のほか、執行役員会、経営会議、関係会社連絡会等に出席し、重要な報告を受ける体制としております。

(2) 常勤監査役を当社及びグループ企業からの内部通報制度による通報の窓口の一つとしているほか、他の窓口(内部統制本部長や経営企画本部長)に通報される情報や不正行為等の情報についても、担当取締役が会長及び社長へ報告すると同時に常勤監査役へ報告することとしております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

会長及び社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、会合をもつこととしております。また、「内部監査規程」において、内部監査室の監査担当者は監査役、会計監査人と密接な連携を図り、監査の計画、実施、監査結果の共有等の各段階において効率的な遂行に努めなければならない旨を定めており、監査役の監査の実効性確保を図っております。

また、監査役は会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行において生ずる費用の前払又は償還等の請求については、当該監査役の職務執行に必要でないことが明らかである場合を除き、請求に基づき速やかに会社が処理することとしております。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、財務管理委員会を中心に、有効かつ適切な内部統制システムの構築・運用を行っています。また、正確性及び効率性の高いシステムの整備・向上を目指して継続的に評価し改善を図っております。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとります。反社会勢力には総務部が対応部門となり、不当要求などの情報を収集し、所轄警察署との連携を図っており、社内研修についても適宜実施することとしております。

また、「反社会的勢力調査規程」を定め、取引先、株主、役員、従業員など、かかわりを持つすべての個人、団体を対象として、反社会的勢力に該当するかどうかについて調査をすることとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特になし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

